

史跡等保存活用計画の策定について

文化財第二課史跡部門

1. 史跡等保護の流れと保存活用計画（保存管理計画）

○史跡の保護事業の各過程

調査・発見→保存→整備・活用

○保存に関わる法的行政的措置

調査研究→史跡指定→管理団体指定→保存活用計画→土地の公有化→

○整備計画と施工

→整備計画＝「（基本構想・基本計画）→設計（基本・実施設計）」→工事→公開・活用

2. 保存活用計画（保存管理計画）策定事業の経緯・変遷

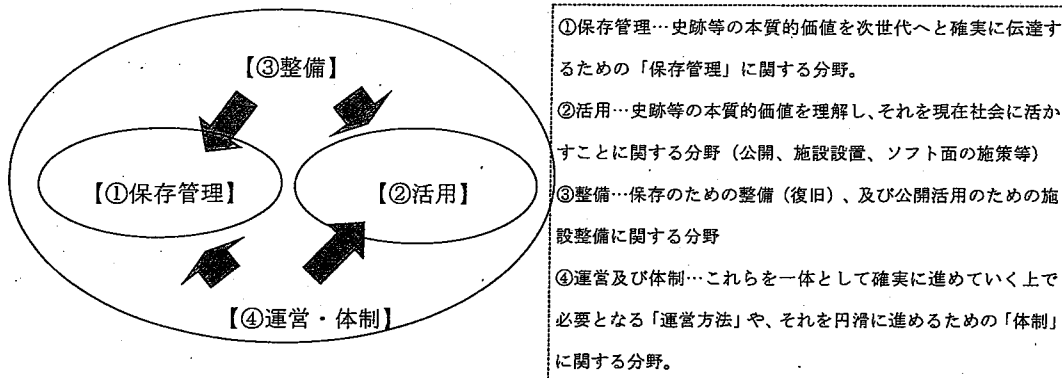
（1）「保存活用計画」策定の重要性

- ・史跡はその種別や現状等によって有り様が異なることから、文化庁では、昭和54年以来、個別の史跡等毎に、現状変更等の取扱いや整備活用の方針を記した「保存管理計画」を地方公共団体等において策定することを推奨。
- ・平成27年度からは策定すべき内容を整理の上、「保存活用計画」へと変更した。基本的には全ての史跡で策定されることが適当である。今般の保護法改正で法律上の位置づけが明確となったこともあり、史跡の保存・活用にかかるマスタープランとして不可欠なものである。新指定案件については、指定後速やかな策定が必要。既指定物件についても、順次、策定を進めていくことが適当である。

（2）経過

- ①昭和54年度 「保存管理計画」策定国庫補助要項の制定
- ②平成16年度 史跡等整備の在り方に関する調査研究会・文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備のてびき―保存と活用のために―』
- ③平成26年度 文化庁文化財部記念物課編『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁HP掲載）
- ④平成27年度 補助要項を改訂し、「保存管理計画」を「保存活用計画」に名称変更するとともに、補助事業者を地方公共団体から所有者にも拡大し、補助対象事業についてもより拡大。
- ⑤平成30年保護法改正で、法律上の位置づけとなる。
- ⑥現在、史跡・名勝・天然記念物全体のうち策定率は30%弱。

○保存活用計画の構造



○保存活用計画の目次（『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』より）

1. 計画策定の沿革・目的
 - (1) 計画策定の沿革 (2) 計画の目的 (3) 委員会の設置・経緯
 - (4) 他の計画との関係 (5) 計画の実施
2. 史跡の概要
 - (1) 指定に至る経緯
 - (2) 指定の状況
 - ア. 指定告示
 - イ. 指定説明文とその範囲
 - ウ. 指定に至る調査成果
 - 自然的調査／歴史的調査／社会的調査
 - エ. 指定地の状況（所有関係等）
3. 史跡等の本質的価値
 - (1) 史跡等の本質的価値の明示
 - (2) 新たな価値評価の視点の明示※
 - (3) 構成要素の特定
4. 現状・課題
 - (1) 保存（保存管理） (2) 活用 (3) 整備 (4) 運営・体制の整備
5. 大綱・基本方針

望ましい将来像

基本方針（保存、活用、整備、運営・体制）
6. 保存（保存管理）
 - (1) 方向性
 - (2) 方法

具体的な保存の手法／現状変更等の取扱方針及び取扱基準／指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的な手法／追加指定／公有化
7. 活用
 - (1) 方向性 (2) 方法
8. 整備
 - (1) 方向性 (2) 方法
9. 運営・体制の整備
 - (1) 方向性 (2) 方
10. 施策の実施計画の策定・実施
11. 経過観察

○文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成31年3月4日 文化庁）

Ⅵ. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者、重要無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等にも“見える化”され、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとすることが有効である。

別添 保存活用計画の記載事項

（6）史跡名勝天然記念物

○史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成主体は当該史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者であり、その記載事項は法第129条の2第2項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。なお、登録記念物保存活用計画の記載事項は、史跡名勝天然記念物に準ずることとする。

（当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項）

- ・当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等
- ・当該史跡名勝天然記念物の管理団体等
- ・保存活用計画の対象とする区域
- ・当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等

(当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

- ・ 保存の現状と課題
- ・ 活用の現状と課題
- ・ 整備（保存のための復旧，公開活用のための施設整備）の現状と課題
- ・ 運営・体制の整備の現状と課題
- ・ 保存（保存管理）の方向性と方法
- ・ 活用の方向性と方法
- ・ 整備の方向性と方法
- ・ 運営・体制の整備の方向性と方法
- (計画期間)
- ・ 計画期間

○また，必要に応じて，次に掲げる内容を定めることができる(法第 129 条の 2 第 3 項)。

- ・ 現状変更等に関する事項

(解説・留意点)

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等には，官報で告示された名称，種別，所在地，指定基準，指定年月日（追加指定されている場合は追加指定年月日，追加指定基準を含む）を記載する。

当該史跡名勝天然記念物の管理団体等には，管理団体が指定されている場合は，その名称及び事務所の所在地を記載し，管理責任者が選任されている場合は，その氏名又は名称及び住所も記載する。

保存活用計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。）には，計画区域の範囲を示す区域図を記載する。計画区域は，原則的には所有者が所有する土地の範囲を対象とするが，将来的な土地の買上げ予定がある場合など，必要に応じて，関係者の了解を得た上で，周辺の地域を範囲に含めることもできることとする。

当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等には，指定に至る経緯，指定に至る調査結果，指定地の状況，指定理由，本質的価値を表す諸要素及びその他の諸要素（以下「構成要素」という。）の特定に関する内容を記載する。なお，本質的価値を表す諸要素には指定理由に明示されている諸要素又は指定理由から読み込むことの可能な諸要素，その他の諸要素には本質的価値と緊密に関係するものの指定理由からは読み込むことが難しい諸要素又は指定後に付加された諸要素について記載する。また，構成要素の特定に当たっては，「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成 27 年 3 月，文化庁文化財部記念物課）を参照することが有効である。

(当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

保存の現状と課題には，指定地全体及び個々の構成要素ごとの保存の現状と課題を記載する。

活用の現状と課題には，指定地全体及び個々の構成要素ごとの活用の現状と課題を記載する。

整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの整備の現状と課題を記載する。

運営・体制の整備の現状と課題には、保存活用計画の実施体制及び実施に当たっての関係者・関係機関等との連携体制の現状と課題を記載する。

保存（保存管理）の方向性と方法には、保存の現状と課題を踏まえ、保存（保存管理）の方向性や具体的な手法、周辺環境の保存の手法、追加指定の方針、土地の買上げの方針その他計画期間中に行う保存に関する取組の内容を記載する。なお、それらの取組が現状変更等を伴う場合には、その具体的な内容を併せて記載する。

活用の方向性と方法には、活用の現状と課題を踏まえ、活用の方向性や具体的な手法（地域おこし・観光や学校教育・社会教育等の地域における活用等）を記載する。

整備の方向性と方法には、保存のための整備（復旧・修理）及び活用のための施設整備の方向性や具体的な手法を記載する。

運営・体制の整備の方向性と方法には、保存活用計画の実施に向けた運営・体制の整備拡充の方向性と具体的な手法を記載する。

（計画期間）

計画期間は、概ね5～10年程度の期間を基本としつつ、個々の文化財の実情に応じて設定する

<必要に応じて任意で記載する事項>

（現状変更等に関する事項）

保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例（詳細は6.保存活用計画が認定を受けた場合の特例を参照）の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- ・史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。）
- ・現状変更等を必要とする理由
- ・現状変更等の内容及び実施の方法
- ・現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

「史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準」には、当該史跡名勝天然記念物の適切な保存のために申請者が定める現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。また、地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。取扱方針及び具体的な取扱基準には、「〇〇については認める（許可する）」「××以外は認めない（許可しない）」「△△については認めない（許可しない）」等のルールを明確にすること。

「現状変更等を必要とする理由」には、当該現状変更等が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う措置であることの説明を含めること。